

公益財団法人とちぎ未来づくり財団
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第Ⅲ期）

当財団全職員が、仕事と生活の調和を図ることができる働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について率先して取り組み、かつ広く社会貢献できるよう次のような行動計画を策定します。

1 計画機関 令和元年7月1日～令和4年6月30日までの3年間

2 内 容

◆子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 妊娠から子育ての機関に利用できる「仕事と子育ての両立を支援する休暇、休業」等の法に基づく諸制度及び当財団の規定する休暇・休業制度について、わかりやすくまとめ、職員に配布し、各種制度の周知を引き続き図る。

《 対 策 》

●令和元年 7月 各事業所担当者打合せで説明、周知を図る。

10月 職員向け資料配布

目標2 時間外労働時間の短縮、年時休暇の取得促進を図り、子育てしやすい環境整備に努める。子の看護休暇の周知を取得促進（特に男性職員に対して）

《 対 策 》

●育児休業及び「子の看護休暇」について、男性1名以上が取得する。

●導入についての検討

- ・「ノー残業デー」導入 ・「年時休暇取得促進のための取り組み」
- ・季節に応じた勤務時間の導入の検討

目標3 財団設立趣旨に則り、児童・青少年の育成及び子育て世代の家庭等への支援事業を実施することで社会貢献する。

- ・「家庭の日」の周知を図る ・子育て世代への支援活動（「あそびの出前」など）
- ・親子で楽しむ事ができる事業の実施 ・中高生等への職場体験受入れ 等